

令和7年度青森市洋上風力発電関連産業の育成・集積に係る ロードマップ策定業務仕様書

1 業務名

令和7年度青森市洋上風力発電関連産業の育成・集積に係るロードマップ策定業務

2 背景・目的

(1) 背景

青森港が、令和6年4月に洋上風力発電事業の基地港湾に指定されたことにより、風車メーカー、部品等のサプライヤー、保守管理などの事業者や工場等の立地による関連産業の集積及び地元企業の参入が想定され、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期待されている。

そのため、本市では、令和7年2月に策定した「青森市しごと創造戦略」において、産学金官が連携して新たに取り組む共創プロジェクトとして、「洋上風力発電事業への市内事業者の参入支援」※¹、青森港を基地港湾として利用する「洋上風力発電事業プロジェクト誘致による企業立地」※²及び「浮体式洋上風力発電のハブ港化」※³の3つを位置付け、洋上風力発電関連産業の育成・集積に取り組むこととしている。

※1「洋上風力発電事業への市内事業者の参入支援」について

- ・市内事業者の洋上風力発電に関する専門人材の育成・確保
- ・市内事業者の洋上風力発電サプライチェーンへの参入
- ・市内事業者の洋上風力発電の理解促進及び参入意欲の醸成

※2「洋上風力発電事業プロジェクト誘致による企業立地」について

- ・青森港を基地港湾として利用する複数の洋上風力発電事業プロジェクトの誘致
- ・風車メーカーや部品等のサプライヤーなどの関連産業の集積

※3「浮体式洋上風力発電のハブ港化」について

- ・浮体式洋上風力発電の浮体式基礎の製造・組立・保管や風車の組立・保管・出荷に係る拠点港としての青森港の活用

(2) 目的

本業務は、3つの共創プロジェクトの推進による洋上風力発電関連産業の育成・集積に向け、国の動向や市内事業者、青森港のポテンシャルの現状分析を踏まえ、本市が今後取り組むべき項目と内容を明らかにしたロードマップ（中長期展望）を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※ 本業務の継続業務として令和8年度において同一の相手方との委託契約を締結することを想定するものであり、これに係る業務内容については別途定める。

※ ただし、令和8年度において、当該事業の予算が成立しなかった場合は契約しないことがある。

4 業務内容

(1) 現状分析

①洋上風力発電事業に関する国の動向等を整理

- ・ 洋上風力発電事業に関する国の政策、法制度、補助金制度、関連する技術開発動向、青森県の取組、関連計画等について情報収集を行い、その内容を整理すること。

②市内事業者の状況分析

- ・ 市内事業者の洋上風力発電関連産業への参入可能性について、公表されている情報や関係機関等有する情報等を基に分析し、課題を整理すること。

③青森港のポテンシャル分析

- ・ 青森港の港湾機能、インフラ、背後用地（土地利用の現状と制約条件を含む）、地理的特性等の現状を分析し、青森港周辺への洋上風力発電産業の集積に向けたポテンシャルと課題を整理すること。
- ・ 国内の主要基地港湾の状況等を踏まえ、青森港の比較優位性を分析・整理すること。

(2) 事業展開シナリオ※（骨子）の検討

- ・ 上記分析を踏まえ、有望な事業展開シナリオ（骨子）について、費用対効果等も加味しながら検討・提案すること。

※「事業展開シナリオ」について

- ・ (1) の現状分析を踏まえ、民間投資や公費負担も含めた資金投入や各種支援施策の程度によって、将来、3つの共創プロジェクトがどのように進展し、どのような成果が生まれるのかを示すもの。

(3) ロードマップ（骨子）の作成

- ・ 上記(2)で整理した事業展開シナリオ（骨子）を踏まえ、「洋上風力発電事業への市内事業者の参入支援」、青森港を基地港湾として利用する「洋上風力発電事業プロジェクト誘致による企業立地」及び「浮体式洋上風力発電のハブ港化」の3つの共創プロジェクトの実現に向けた、15年程度のロードマップ（骨子）を作成すること。

(4) その他

- ・ 洋上風力発電関連産業の育成・集積に向けた本市からの問い合わせに対し、助言・提案などを行うこと。
- ・ 上記業務の実施に当たっては、市と打合せや協議を密に行うこと。

【参考】令和8年度の実施を想定している事業内容

- ① 洋上風力発電事業に関する国の動向等を整理
 - ・ 4（1）①で整理した内容を最新の情報に更新
- ② 市内事業者の詳細分析
 - ・ 4（1）②で整理した内容を踏まえ、市内事業者に対し、洋上風力発電関連産業への参入可能性に関するヒアリングを実施し、有望分野や参入障壁等について調査・分析し、課題を整理するとともに、参入による経済効果を分析
- ③事業展開シナリオの具体化
 - ・ 事業展開シナリオ（骨子）に具体的な肉付けを行い、事業展開シナリオを整理
- ④ロードマップの具体化
 - ・ ロードマップ（骨子）に具体的な肉付けを行い、ロードマップを策定
- ⑤その他
 - ・ 洋上風力発電関連産業の育成・集積に向けた本市からの問い合わせに対し、助言・提案などを実施
 - ・ 上記業務の実施にあたっては、市と打合せや協議を密に実施

5 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ① 業務実施報告書 | 1 部 |
| ② その他関係書類 | 1 式 |
| ③ 本業務実施にあたり制作した成果品（写真・映像データ等） | 1 式 |
| ④ 上記成果品に係る電子データ | 1 式 |

6 法令等の順守

受託者は、本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

7 特記事項

- （1）受託者は、定期的に市と業務の進捗状況を共有する打合せを実施するとともに、必要に応じて、随時業務に関する打合せを実施すること。なお、打合せの際には、その内容を記録し、市へ共有すること。
- （2）受託者は、業務の実施にあたって、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な業務を行うこと。
- （3）受託者は、各種資料や成果品の作成にあたって、Microsoft の Word、Excel、PowerPoint、あるいはこれらと互換性のあるものを使用すること。

- (4) 受託者が本業務の遂行にあたり知り得た市、個人・法人情報等の取扱いについては、十分注意し、本委託業務終了後も他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。また、これらの情報漏えいにより生じた損害については、すべて受託者の責任において処理すること。
- (5) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置をとるとともに、遅滞なく市に報告すること。
- (6) その他、業務の目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の意向を十分に理解、尊重した上で業務を遂行するものであること。